令和３年１０月

小学校新入学生保護者　各位

岩沼市教育委員会

就学援助制度新入学用品費支給のご案内

岩沼市教育委員会では、お子さんに義務教育を受けさせることが経済的に困難であると認められる方に対し、申請により小学校入学にあたって必要な費用の一部を支給しております。

つきましては、この制度の利用を希望する場合は下記により**岩沼市教育委員会学校教育課**へ申請していただきますようお願いいたします。

記

１　対象となる方

（１）　令和４年４月に岩沼市立小学校へ入学される方

（２）　令和４年２月１日時点で岩沼市に住民票がある方

（３）　他市町村から就学援助の小学校新入学用品費を受給していない方

（４）　令和４年３月時点で生活保護を受給されていない方

（５）　（１）～（４）をすべて満たし、かつ次のいずれかに当てはまる世帯

・生活保護が停止または廃止となった世帯

・児童扶養手当を受給している世帯

・生活福祉資金の貸付を受けている世帯

・国民年金保険料が免除されている世帯

・国民健康保険税が減免されている世帯（軽減ではありません）

・個人の事業税・固定資産税・市民税が減免されている世帯（家屋新築による固定資産税等の減免は対象外です）

・その他経済的理由

２　提出書類

〈全員以下４点の書類を提出してください〉

（１）　就学援助費受給申請書（詳細に記入してください。）

（２）　「銀行等口座振込依頼書　兼学校長からの現金受領同意書・委任状」

（３）　振込先口座の銀行・支店・口座番号・名義人がわかる箇所の写し

（４）　令和２年の世帯の経済状況がわかる書類（１８歳以上世帯全員分必要）
以下①～④いずれかひとつ提出してください。

①令和２年分源泉徴収票の写し（給与や年金のみで確定申告していない方）

②令和２年分確定申告書の写し

（裏面に続きます）

③令和３年度分住民税申告書の写し
④令和３年度分所得課税証明書（令和３年１月１日お住まいの市町村から発行）

〈該当する方は上記書類とあわせて提出してください〉
（１） 児童扶養手当証書の写し（児童手当ではありません。）
（２） 市税や国民健康保険税、国民年金等の減免決定に係る通知の写し
（３） その他経済的に困難であることのわかる書類の写し（具体的にはお問い合わせください。）

３　申請期間　令和４年１月６日（木）～１月２５日（火）※消印有効　（厳守）

４　提出先　岩沼市教育委員会学校教育課　（岩沼市役所５階）　郵送可
〒９８９－２４８０　岩沼市桜一丁目６番２０号

５　認定の可否の通知　３月上旬までに郵送にて通知いたします。

６　支給金額ほか　一人あたり５１，０６０円　　３月中に支給いたします。

７　その他
①今回の新入学用品費の申請をした場合でも、ご入学後の就学援助制度（学用品費や給食費等）を希望する場合は、ご入学後の学校に別途申請していただき認定を受ける必要があります。（申請方法は２月の小学校入学説明会の際にお知らせいたします。）
②認定した場合は、就学援助事務処理のため入学する小学校長へ通知いたします。
③令和２年分の世帯の収入や状況により受給対象者を決定いたします。申請しても認定を受けられない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

担当：岩沼市教育委員会
学校教育課
電話：0223-22-1111（内線 553）